

公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施要項案(東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運營業務)に対して寄せられたご意見について

平成20年9月29日

独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館

番号	資料	ご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>実施要項</p> <p>要項4ページ 2-(2)-イ 囲み 会場管理業務 要求水準 5%以下 この水準はやや厳しいように思われます。 当業務は、20数ポストに及ぶお客様と接する従業員が、1日200人からの評価対象となります。そのうちの ポストの1人でも対応や印象が悪くなければ、業務全体が「悪かった」の評価を受けることにより、リスクは高まります。 業務の特性を考慮し、もう少しパーセンテージが上がっても良いのではないのでしょうか。 (例えば10%以下位)</p> <p>掲載箇所:民間競争入札実施要領 P3 2.(2) 項イ 表記内容:個別業務の質の設定 意見内容:清掃・植栽・会場管理において95%以上の満足度を要求するのはかなり厳しい要求ではないでしょうか?観客のアンケート手法では、観客自体、国立施設に対するサービス要求が高い事や、各業務に関する観点も違う事が挙げられます。(実施される事自体は賛成でございます。)</p>	<p>ご意見に対する考え方</p> <p>当館では、本件民間競争入札実施要項(案)の作成に際し、清掃・植栽管理・会場管理に関するアンケート調査を、本年5月及び6月に試験的に実施いたしましたが、その中で不満と回答した割合は最大で2%という結果を得ています。よって、当館では5%という数字は十分達成可能な数字と考えております。</p>	
2	<p>実施要項</p> <p>掲載箇所:民間競争入札実施要領 P6 3.(2)項 表記内容:委託費の支払い 意見内容:委託費の支払いが、4半期毎との事ですが、管理・運營業務にかかるコストの大半は人件費となっております。従業員等への支払いは、請負側が毎月支払わなければならない為、月毎の支払いには出来ないでしょうか。</p>	<p>委託費の支払いについては、本実施要項(案)3(2)で、「…民間事業者が提出する適正な請求書に基づき…支払いは、四半期ごと…に行う。」としております。これは、民間事業者における委託費の請求事務の煩雑化を避けるために、このようにしたところです。 しかしながら一方で、当館がこれまで実施した委託業務のうち人件費にかかる部分については、月毎に支払っている例もあります。 このため、あくまでも民間事業者が提出する請求書に基づき支払うことを前提に「毎月ごと」に支払うことといたします。</p>	
3	<p>実施要項</p> <p>4 民間競争入札に参加する者に必要な資格の中で各条件が規定されていますが、次の3点について、ご検討出来るかご教示下さい。 建築設備維持管理業務(又は運営支援業務)を担当する者の条件が規定されていますが、配置個人の条件の他に、契約実績がある法人とすることで条件の拡大が可能であるかの有無 業務実績について、当該業務を単独施設において実施していなければならないのか、複数の施設における業務が当該業務を満たしていればよいのかの有無。 同種施設の考え方について、仕様書(案)等から温湿度管理の重要性が読み取れます。 例えば、温湿度管理を要求される電算センター、恒温恒湿を要求される研究施設・工場は該当するかの有無。</p>	<p>建築設備維持管理業務を担当する者について 当館では、他の施設の例からも、建築設備維持管理業務を担当する者については、本実施要項(案)4(2) に定める実績を、配置される個人が有することが必要と考えております。 業務実績について 当館では、建築設備維持管理業務を担当する者については、同種施設、同一施設で、かつ継続的に従事した実績を有することが必要と考えております。 ご指摘のとおり、現在の本実施要項(案)では、「単独施設」での実績なのか「複数施設」での実績なのか不明確です。 このため、本実施要項(案)4(2) のうち「同種施設」を「同一の同種施設」に変更させていただきます。 同種施設について 同種施設については、本実施要項(案)4(2) アに定める施設と考えています。このことから、本要件に合致する必要があります。</p>	

番号	資料	ご意見	ご意見に対する考え方
4	実施要項	要項8ページ(2)の 文部科学省Aランク～Dランクまで応札資格ありますが、Dランクが単独応札も可能でしょうか。業務の規模・内容からして、A・Bランクの水準が必要と思われるのですが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおり、本件業務を単独で入札する場合、これまでの委託業務の実績額から、文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)のAの等級に格付けされていることが必要となります。 しかしながら、当館としては、本実施要項(案)1の趣旨に記載しているように、本件については「民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指す」ものです。このため、民間事業者からより多くの提案等が出されるよう、文部科学省統一資格(全省庁統一規格)の等級をA、B、C又はDとしたところです。 なお、本件については、別添資料2落札者決定基準書に示すとおり、文部科学省競争参加資格の格付等の参加資格とともに、提案内容及び入札価格の審査によって落札者を決定する総合評価落札方式を採用しております。
5	実施要項	要項10ページ4-(2)- の囲み 「別添資料1:仕様書」に明記した資格等 会場管理業務 警備業法上の「認定取得」の企業又は団体となっていますが、この上段を とし、 として次の条件を加える。  当該業務の従事者は、警備業法などの関係法令に基づき、必要な研修の履行等の条件を満たしていること。  理由 仕様書48ページAは、看土業務として、項目Cに「展示室内定位置での美術作品や備品の盗難、汚損等防止の為に看土及び観覧者に対する注意」と明記されています。 これは、警備業法が規定する「警備業務とは、対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務」(法第2条1項1号)に当てはまることから、看土業務は、警備業務そのものだという評価になります。 そこで、当業務実施者は、看土員に対する警備業法上の教育や指導が義務付けられることとなります。 従って、この条件を具備しない業務は法令違反で、法令遵守に大きくもとる事になります。 このような意義を持つことから、追加条件は、仕様書(工)業務体制Cに明記されている事項ですが、この性質からして、ここに再掲の必要がある事項と考えます。	別添資料1仕様書2(2) ア(エ)に会場管理業務と警備業法との関係について記載しておりますが、ご指摘のとおり、資格要件としては重要な事項と考えますので、実施要項4(2) の運営支援業務に加えさせていただきます。
6	実施要項	要項13ページ6の(5) 結果についての発表は詳しい内容が近代美術館のホームページに掲載されるとありますが、応札企業の数等は応札状況として、ホームページ上に掲載の予定はありませんか。	ご指摘の件については、他の施設の例を踏まえ、応札者数をホームページに掲載します。

番号	資料	ご意見	ご意見に対する考え方
7	実施要項	要項18ページ9-(3)-6 「本件業務の実施に関し、民間事業者は、関係法令を遵守すること」との条件を付しています。 この規定に因んで、要項9ページの後段では、「資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる者であること」との条件が付けられています。この条件を実効化するためには、前項でみた警備員(看士員)教育の「履行・実施証明」を、参加資格の提出資料の1つとし、確認することが必要になるのではと考えるものです。	実施要項5(1)に記載しているとおり、入札参加者は、参加資格を満たしていることを証明する書類を提出することとしています。また、本資料番号5において、会場管理に従事する者については、警備法などの関係法令に基づき必要な研修の履行等を、実施要項4(2)の運営支援業務に加えさせていただくことしております。よって、ご指摘の警備員(看士員)教育の「履行・実施証明」またはこれに類する書類についても当然確認いたします。
8	仕様書	仕様書(案)の中にある統括管理者とは、既存の委託契約業務にない新規の役務業務とすることで理解する考え方で良いか。その場合、公開されている従来の実施に要した経費とは別の金額として、別に発生する考え方で良いかのご教示をお願いします。	別添資料1仕様書2(2)の統括管理業務については新規の業務となります。従って、経費についても新たに発生いたします。
9	仕様書	建築設備維持管理業務の中で室内での温度湿度の達成水準規定がありますが、既存の建築・設備の機器ハード(熱源機器・搬送設備・空調機等)と各機器ソフトの施設インフラで100%達成可能とする理解で良いかをご教示下さい。	従来より、別添資料1仕様書(2)ア(エ)にある達成水準を保って運用されておりますので、本件についても、既存の施設・設備で達成できる水準と考えています。
10	仕様書	仕様書(案)の中で、次の数量の明記をお願いいたします。 吸収冷温水機の台数、空冷式スクリーヒートポンプチリングユニットの台数、冷却塔の台数、冷却水薬注装置の台数、空調機の台数及び空調機用ロールフィルターのサイズ種類と枚数・年間平均交換実績数、消防用設備機器の各設置数、便所用各種衛生装置等の各台数、排水横引き排水管の各数量(各排水管口径とその長さ・小便器、洗面器、SKの各台数・トラップ等の台数)	機器等の仕様及び数量については、従来より現場説明会及び資料の閲覧によって提供しております。本件についても同様に、現場説明会及び資料の閲覧をもって示すこととします。
11	仕様書	仕様書(案)の中で、次の設備保守が1種類の資格者とする理由をご教示下さい。 電話交換機等保守・・・電気主任技術者(仕様書、明記資格) 通信技術であるので工事担任者(アナログ・デジタル)等の総務省管轄資格での可能性の有無 エレベーター保守・・・昇降機検査資格者(仕様書、明記資格) 建築基準法資格で1級建築士又は2級建築士での可能性の有無	当館としては、従来より当該保守にあたっては、電話交換機等保守については電気主任技術者を必要条件としておりました。今回、電話交換機等保守については、工事担任者も資格要件を満たしていると確認できましたので、資格要件として加えさせていただきます。 昇降機検査資格者の中には一級建築士及び二級建築士が含まれているという解釈で記載させていただいておりましたが、より明確にさせるため、建築基準法第12条3に合わせた「一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者」という表記にさせていただきます。
12	仕様書	2 業務仕様 (2)個別業務仕様 運営支援業務 (イ)業務内容 観覧者に適切に対応を行うとともに、発券業務、出札業務においては、英語による対応を含むものとする。と記載されておりますが、(D)受付業務においても b 観覧者及び来館者の対応及び案内(英語による対応及び案内を含む)とあり英語対応範囲が拡大しています。 現状の配置ポストにおける英語対応人数を明記提示できないでしょうか。	別添仕様書2(2)アの会場管理業務については、現状で発券業務、出札業務及び受付業務について、英語による対応ができる者を各1ポスト配置しております。よって、その旨を明記いたします。

番号	資料	ご意見	ご意見に対する考え方
13	仕様書	仕様書50ページ 業務体制の「配置ポスト」について 看士、発券、受付、出札業務は、ポスト化されていて、いわゆる「張り付き」業務と捉えられます。従って、そこでは食事、トイレタイムであっても、ひとときもその場を離れ、空白(無人)とすることは認められないことになります。 従って、1ポストの意味は「業務交替要員を含むものである」と明記すべきであり、且つ、業務適正化のため「要員の適正配置」を条件とすべきものと考えます。	ポストとは、業務時間内において常に人員が配置されている持ち場のことをいいます。このことについて、ご指摘のとおり記載いたします。
14	仕様書	仕様書50ページ 同別紙9 本館・工芸館の特別内覧会の実施体制並びに業務日が、各々6日、3日と予定されています。ここでの業務時間も明示が必要になると思われます。	特別内覧日の業務予定時間を別紙に記載させていただきます。
15	業務関連資料	従来の実施に要した経費について 当項目中の会場管理業務3箇年の業務並びに業務費について (1) 過去3年間と、今般提示された特別展・共催展についての対応方法に変更があったのか否か。また、これと連動して業務日数等にも差異があるのか否かです(端的には、共催展で共催者たる新聞社等が会場管理業務費を負担した展覧会がなかったかと言うことです)。 (2) もし、変更又は差異(日数等の増加)があったとすれば、それを平成20年度1箇年につき、今次の提示日数、ポスト数に引き直し、且つ貴館の発注額で換算したとき、その金額が、どの程度になるものか(20年度への上乗せ額)、資料としてお示しいただければと思います。 (3) 今次積算に当たり、全体金額を比較する上で必要と考えるからです。	従来は、会場管理業務については共催者が委託業者と直接契約を行っておりました。よって、ご指摘のとおり、共催展では当該経費について、別添資料3 既存業務関連資料1 従来の実施に要した経費には含まれておりません。 しかし、本件においては、統括管理者のもとで、一括的、継続的かつ安定的な管理運営の確保及びその実績に基づく評価を実施することとしています。よって、共催展の会場管理業務についても当館で本件に基づき契約を行うこととしたものです。 そのため、会場管理業務については従来の契約金額と大幅に異なってくることから、参考として、共催展の日数(共催者が負担した会場管理業務の日数)について既存業務関連資料に記載させていただきます。